

奨学生応募手続きに関する Q&A

・応募資格

Q：生計維持者とは誰ですか？

A：ご両親（父母）です。おられない場合は、応募者の家計を支えておられる方（祖父場などの親族）です。詳しくは 2 ページの「世帯の所得について」をお読みください。

Q：外国からの留学生は応募できますか？

A：できません。日本国籍をお持ちの方のみです。

・応募の方法

Q：親が代理で応募できますか？

A：できません。本人が学生部を通じて応募してください。

Q：電子データで送ることはできますか？

A：できません。郵送になります。応募書類を紙で揃えて、各大学の学生部へ提出してください。**学生部への提出期限は各大学で決められていますので、ご確認の上、提出期限を厳守ください。**

Q：提出書類はエクセルやワードで作成して印刷→提出しても良いですか？

A：はい、大丈夫です。ただし、提出は紙ベースです。各自印刷して大学学生部へ提出ください。

・支給期間

Q：「入学時から正規の最短就業年限の終期まで」とはいつまでですか？

A：大学は 4 年間、短期大学は 2 年または 3 年間です。大学院については、大学院設置基準において、最短の修士課程 2 年間になります。大学でも大学院でも留年した場合、それも支給年数に含まれますのでご卒業前に支給が終了することになります。ご注意ください。

・支給時期と支給方法

Q：支給時期と支給方法はどのようになるのですか？

A：選考された初年度は、10 月と 12 月に各 12 万円を支給します。次年度からは 4 月と 10 月に各 12 万円を支給します。本人名義の預金口座へ直接お振り込みします。

・奨学金の受け取りについて

Q：領収書は必要ですか？

A：必要です。奨学生に選考された後、法人から領収書の原紙を支給します。支給された領収書に記入し、財団まで郵送または電子メールで返送ください。

・世帯の所得について

Q：世帯の所得とは何ですか？

A：生計維持者の方々の所得の合計になります。

生計維持者とは、収入の有無に関係なく、ご両親（父母）が生計維持者です。ただし、母子家庭、父子家庭の場合は、母親あるいは父親のみが生計維持者となります。ご両親共おられない場合は、父母に代わり応募者の家計を支えておられる親族（例：祖父母、叔父叔母など）が生計維持者となります。生計維持者に該当する人すべての所得を証明するものの**写し**を提出ください。生計維持者が学生様ご本人の場合、ご本人の収入になります。アルバイト収入が主なものになると思いますが、直近 3 ヶ月の所得がわかるような給与明細や通帳の写しを提出ください。

Q：所得を証明するためには何を提出すればよいですか？（所得を証明するものとは何ですか）

A：

会社員や学校、市役所にお勤めの方で給与所得のみの方は、
お勤め先から前年の「**源泉徴収票**」を入手してその写しを提出ください。

会社員や学校、市役所にお勤めの方で給与所得以外に所得がある方は、
「**申告済確定申告書**」の写しを提出ください。**給与所得以外とは、主に兼業農家で農業による収入がある方やアパート経営の家賃収入などがある方です。**

個人事業主の方は、

「**申告済確定申告書**」の写しを提出ください。

祖父母の方などの年金で家計を支持している方は、

前年度の「**年金通知書**」の写しを提出ください。

Q：母親は無職（例：専業主婦など）ですが何を提出すればよいですか？

A：前年の課税証明書または、非課税証明書の写しを提出ください。市役所で取得できます。

・成績証明書について

Q：2023年入学者（学部1年生）の場合、在学していた高等学校が発行する成績証明書とありますが何年生のものですか？

A：3年次の成績がわかるもの、または3年間全体の成績がわかるもの、どちらでも構いません。

Q：私の大学が発行する成績証明書にはGPAの記載がありません。どうしたらよいですか？

A：大学の学生部で記載してもらってください。

・提出期限

Q：応募者の提出期限について

A：各大学の学生部が決めています。学生部からまとめて当法人へ郵送いただきます。7月15日の消印有効です。各大学の学生部へお問い合わせください。

・奨学生の義務

Q：学業成績表の提出は必要ですか？

A：提出は義務です。学業成績の提出を以って在籍している証明とみなしますので必ず、提出ください。

願書の書き方について

Q：願書に貼り付ける写真はどのようなものですか？

A：ご本人の確認に使用しますので以下のようにお願いします。

縦4cm×横3cmの大きさで、正面を向いて帽子を被らず、胸から上を撮影してください。申請前3ヶ月以内に撮影したものを貼り付けてください。

Q：現在、親元を離れて一人暮らしをしていますが、家族状況はどのように書いたらいいですか？

A：生計維持者（ご両親や祖父母、叔父叔母など）に支持されているご家族を全員記載ください。ただし、お兄さんやお姉さんなどすでに生計維持者から独立し、ご自分で働いて生計を立てている方は、ご自身が生計維持者になりますので、**除きます**。なお、奨学生に選考された方は、後日世帯全体の住民票を提出いただきますので、正確にお書きください。

Q：収入状況の書き方について

A：

- ・会社員や公務員など給与をもらっている人は、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を記入ください。
- ・個人で商売をやられている人は、申告済確定申告書の「所得金額等合計⑫」欄の金額を記入ください。
- ・会社員や学校、市役所にお勤めの方で給与所得以外に所得がある方は、申告済確定申告書の「所得金額等合計⑫」欄の金額を記入ください。
- ・年金通知書は、「年金支払額」欄の金額を記入ください。
- ・課税証明書の場合、各「収入金額」を足したものを記入ください。
- ・学生様ご本人の場合、アルバイト収入が主なものになると思いますが、直近 3 ヶ月の所得がわかるような給与明細や通帳の写しを提出ください。

Q：他の奨学金の書き方について

A：

- ・上段は、給付型奨学金の需給状況についてのみお書きください。下段は、同様に給付型奨学金に申し込みをしている場合、お書きください。いずれも、貸与型奨学金に関する記載は不要です。

Q：願書裏面の自己紹介欄について

A：自己紹介欄が狭くて書ききれない方は、A4 レポート用紙 1 枚を目処に別紙に書いていただいても結構です。願書に同封してください。

その他

Q：ここに書かれていないことを教えて欲しいです。

A：財団事務局へお電話、メールください。募集要項の最後に記載しています。

以上